

医薬品インタビューフォーム
日本病院薬剤師会の IF 記載要領 2013 に準拠して作成

グリセリン「マルイシ」

Glycerin 「Maruishi」

| |
|----------------|
| 日本薬局方 グリセリン |
|----------------|

| | |
|-----------------------------------|---|
| 剤 形 | 液剤 |
| 製 剂 の 規 制 区 分 | 該当しない |
| 規 格 ・ 含 量 | 1mL 中 日局 グリセリン 1mL 含有 (グリセリン(C ₃ H ₈ O ₃) 84.0~87.0%含有。) |
| 一 般 名 | 和名：グリセリン 洋名：Glycerin |
| 製造販売承認年月日 薬価基準収載・ 発 売 年 月 日 | 製造販売承認年月日：1986年 2月 25日 薬価基準収載年月日：1955年 9月 1日 発 売 年 月 日：2005年 7月 17日 |
| 開発・製造販売(輸入)・ 提携・販売会社名 | 販 売 ニプロ株式会社 製造販売元 丸石製薬株式会社 |
| 医薬情報担当者の連絡先 | |
| 問い合わせ窓口 | ニプロ製薬株式会社 医薬品情報室 TEL 0120-226-898 FAX 06-6375-0177 医薬関係者向けホームページ http://www.nipro.co.jp/ |

本 IF は 2015 年 4 月作成の添付文書の記載に基づき改訂した。

最新の添付文書情報は、医薬品医療機器情報提供ホームページ <http://www.info.pmda.go.jp/> にてご確認ください。

IF 利用の手引きの概要—日本病院薬剤師会—

1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書（以下、添付文書と略す）がある。医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和 63 年に日本病院薬剤師会（以下、日病薬と略す）学術第 2 小委員会が「医薬品インタビューフォーム」（以下、IF と略す）の位置付け並びに IF 記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成 10 年 9 月に日病薬学術第 3 小委員会において IF 記載要領の改訂が行われた。

更に 10 年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受け、平成 20 年 9 月に日病薬医薬情報委員会において IF 記載要領 2008 が策定された。

IF 記載要領 2008 では、IF を紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF 等の電磁的データとして提供すること（e-IF）が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版の e-IF が提供されることとなった。

最新版の e-IF は、(独) 医薬品医療機器総合機構の医薬品情報提供ホームページ (<http://www.info.pmda.go.jp/>) から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-IF を掲載する医薬品情報提供ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせて e-IF の情報を検討する組織を設置して、個々の IF が添付文書を補完する適正使用情報として適切か審査・検討することとした。

2008 年より年 4 回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、IF 記載要領の一部改訂を行い IF 記載要領 2013 として公表する運びとなった。

2. IF とは

IF は「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師自らが評価・判断・提供すべき事項等は IF の記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から提供された IF は、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという認識を持つことを前提としている。

[IF の様式]

- ①規格は A4 判、横書きとし、原則として 9 ポイント以上の字体（図表は除く）で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。
- ②IF 記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。
- ③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「IF 利用の手引きの概要」の全文を記載するものとし、2 頁にまとめる。

[IF の作成]

- ①IF は原則として製剤の投与経路別（内用剤、注射剤、外用剤）に作成される。
- ②IF に記載する項目及び配列は日病薬が策定した IF 記載要領に準拠する。
- ③添付文書の内容を補完するとの IF の主旨に沿って必要な情報が記載される。
- ④製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
- ⑤「医薬品インタビューフォーム記載要領 2013」（以下、「IF 記載要領 2013」と略す）により作成された IF は、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体（PDF）から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

[IF の発行]

- ①「IF 記載要領 2013」は、平成 25 年 10 月以降に承認された新医薬品から適用となる。
- ②上記以外の医薬品については、「IF 記載要領 2013」による作成・提供は強制されるものではない。
- ③使用上の注意の改訂、再審査結果又は再評価結果（臨床再評価）が公表された時点並びに適応症の拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合には IF が改訂される。

3. IF の利用にあたって

「IF 記載要領 2013」においては、PDF ファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体の IF については、医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、IF の原点を踏まえ、医療現場に不足している情報や IF 作成時に記載し難い情報等については製薬企業の MR 等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、IF の利用性を高める必要がある。また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、IF が改訂されるまでの間は、当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービス等により薬剤師等自らが整備するとともに、IF の使用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療機器情報提供ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に関する項目等は承認事項に関わることがあり、その取扱いには十分留意すべきである。

4. 利用に際しての留意点

IF を薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。IF は日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、IF があくまでも添付文書を補完する情報資材であり、インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。

(2013 年 4 月改訂)

目 次

| | |
|-----------------------------|---|
| I. 概要に関する項目 | 1 |
| 1. 開発の経緯 | 1 |
| 2. 製品の治療学的・製剤学的特性 | 1 |
| II. 名称に関する項目 | 1 |
| 1. 販売名 | 1 |
| 2. 一般名 | 1 |
| 3. 構造式又は示性式 | 1 |
| 4. 分子式及び分子量 | 1 |
| 5. 化学名（命名法） | 1 |
| 6. 慣用名、別名、略号、記号番号 | 1 |
| 7. CAS 登録番号 | 1 |
| III. 有効成分に関する項目 | 1 |
| 1. 物理化学的性質 | 1 |
| 2. 有効成分の各種条件下における安定性 | 2 |
| 3. 有効成分の確認試験法 | 2 |
| 4. 有効成分の定量法 | 2 |
| IV. 製剤に関する項目 | 2 |
| 1. 剤形 | 2 |
| 2. 製剤の組成 | 2 |
| 3. 用時溶解して使用する製剤の調製法 | 2 |
| 4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意 | 2 |
| 5. 製剤の各種条件下における安定性 | 3 |
| 6. 溶解後の安定性 | 3 |
| 7. 他剤との配合変化（物理化学的变化） | 3 |
| 8. 溶出性 | 3 |
| 9. 生物学的試験法 | 3 |
| 10. 製剤中の有効成分の確認試験法 | 3 |
| 11. 製剤中の有効成分の定量法 | 3 |
| 12. 力価 | 3 |
| 13. 混入する可能性のある夾雑物 | 3 |
| 14. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報 | 3 |
| 15. 刺激性 | 3 |
| 16. その他 | 3 |
| V. 治療に関する項目 | 3 |
| 1. 効能又は効果 | 3 |
| 2. 用法及び用量 | 3 |
| 3. 臨床成績 | 3 |
| VI. 薬効薬理に関する項目 | 4 |
| 1. 薬理学的に関連ある化合物又は化合物群 | 4 |
| 2. 薬理作用 | 4 |
| VII. 薬物動態に関する項目 | 4 |
| 1. 血中濃度の推移・測定法 | 4 |
| 2. 薬物速度論的パラメータ | 5 |
| 3. 吸収 | 5 |
| 4. 分布 | 5 |
| 5. 代謝 | 5 |
| 6. 排泄 | 5 |
| 7. トランスポーターに関する情報 | 6 |
| 8. 透析等による除去率 | 6 |
| VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目 | 6 |
| 1. 警告内容とその理由 | 6 |
| 2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む） | 6 |
| 3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由 | 6 |
| 4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由 | 6 |

| | |
|------------------------------------|----------|
| 5. 慎重投与内容とその理由 | 6 |
| 6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法 | 6 |
| 7. 相互作用 | 6 |
| 8. 副作用 | 6 |
| 9. 高齢者への投与 | 6 |
| 10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与 | 7 |
| 11. 小児等への投与 | 7 |
| 12. 臨床検査結果に及ぼす影響 | 7 |
| 13. 過量投与 | 7 |
| 14. 適用上の注意 | 7 |
| 15. その他の注意 | 7 |
| 16. その他 | 7 |
| IX. 非臨床試験に関する項目 | 7 |
| 1. 薬理試験 | 7 |
| 2. 毒性試験 | 7 |
| X. 管理的事項に関する項目 | 7 |
| 1. 規制区分 | 7 |
| 2. 有効期間又は使用期限 | 7 |
| 3. 貯法・保存条件 | 8 |
| 4. 薬剤取扱い上の注意点 | 8 |
| 5. 承認条件等 | 8 |
| 6. 包装 | 8 |
| 7. 容器の材質 | 8 |
| 8. 同一成分・同効薬 | 8 |
| 9. 国際誕生年月日 | 8 |
| 10. 製造販売承認年月日及び承認番号 | 8 |
| 11. 薬価基準収載年月日 | 8 |
| 12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容 | 8 |
| 13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容 | 8 |
| 14. 再審査期間 | 8 |
| 15. 投薬期間制限医薬品に関する情報 | 8 |
| 16. 各種コード | 8 |
| 17. 保険給付上の注意 | 8 |
| XI. 文献 | 9 |
| 1. 引用文献 | 9 |
| 2. その他の参考文献 | 9 |
| XII. 参考資料 | 9 |
| 1. 主な外国での発売状況 | 9 |
| 2. 海外における臨床支援情報 | 9 |
| XIII. 備考 | 9 |
| その他の関連資料 | 9 |

I. 概要に関する項目

1. 開発の経緯

1779年にスウェーデン人の Scheele がオリブ油加水分解物の中から発見した。1823年 Chevreul は本品が油脂の成分であることを知り、また味が甘いのでギリシャ語の甘い (glykys) という語にちなんでグリセリンと命名した。1847年 Sibrero がニトログリセリンを作り、1866年に Nobel がこれをダイナマイト製造に利用し、更に第一次世界大戦において火薬類の需要がたかまりグリセリンの製造が増加した。現在では合成樹脂塗料 (アルキド樹脂) 用の需要が多くなっている¹⁾。

2. 製品の治療学的・製剤学的特性

本品は、直腸粘膜を刺激して排便を促す目的で浣腸剤とし、また局所を包摶保護し、外部刺激を緩和し、若しくは有害物の侵入を防止する目的で外用する。

II. 名称に関する項目

1. 販売名

- (1) 和名 グリセリン「マルイシ」
- (2) 洋名 Glycerin 「Maruishi」
- (3) 名称の由来 特になし

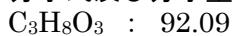
2. 一般名

- (1) 和名 (命名法) グリセリン (JAN)
- (2) 洋名 (命名法) Glycerin (JAN)
- (3) ステム 不明

3. 構造式又は示性式



4. 分子式及び分子量



5. 化学名 (命名法)

1,2,3-Propanetriol

6. 慣用名、別名、略号、記号番号

別名：グリセロール

7. CAS 登録番号

56-81-5 (濃グリセリン)

III. 有効成分に関する項目

1. 物理化学的性質

(1) 外観・性状

本品は無色透明の粘性の液で、味は甘い。

(2) 溶解性

本品は水またはエタノール(99.5)と混和する。

(3) 吸湿性

本品は吸湿性である。

(4) 融点 (分解点)、沸点、凝固点

該当資料なし

(5) 酸塩基解離定数

該当資料なし

(6) 分配係数

該当資料なし

(7) その他の主な示性値

比重 d_{20}^{20} : 1.221～1.230

屈折率 n_D^{20} : 1.449～1.454

2. 有効成分の各種条件下における安定性

該当資料なし

3. 有効成分の確認試験法

本品につき、赤外吸収スペクトル測定法の液膜法により試験を行い、本品のスペクトルと本品の参照スペクトルを比較するとき、両者のスペクトルは同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

4. 有効成分の定量法

本品約 0.2g を共栓三角フラスコに精密に量り、水 50mL を加えて混和し、過ヨウ素酸ナトリウム試液 50mL を正確に加えて振り混ぜた後、室温で暗所に約 30 分間放置する。この液に水/エチレングリコール混液 (1:1) 10mL を加え、更に約 20 分間放置した後、水 100mL を加え、0.1mol/L 水酸化ナトリウム液で滴定する (指示薬: フェノールフタレイン試液 2 滴)。同様の方法で空試験を行い、補正する。

0.1mol/L 水酸化ナトリウム液 1mL = 9.209mg C₃H₈O₃

IV. 製剤に関する項目

1. 剤形

(1) 投与経路

直腸

(2) 剤形の区別、外観及び性状

1) 剤形の区別

液剤

2) 外観及び性状

本品は無色透明の粘性の液で、味は甘い。

本品は水またはエタノール(99.5)と混和する。

吸湿性である。

(3) 製剤の物性

比重 d_{20}^{20} : 1.221～1.230

屈折率 n_D^{20} : 1.449～1.454

(4) 識別コード

該当しない

(5) pH、浸透圧比、粘度、比重、安定な pH 域等

比重 d_{20}^{20} : 1.221～1.230

(6) 無菌の有無

無菌製剤ではない

2. 製剤の組成

(1) 有効成分（活性成分）の含量

本品は 1mL 中 日局グリセリン 1mL 含有。

(グリセリン(C₃H₈O₃) 84.0～87.0% 含有。)

(2) 添加物

該当しない

(3) 添付溶解液の組成及び容量

該当しない

3. 用時溶解して使用する製剤の調製法

該当しない

4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意

該当しない

5. 製剤の各種条件下における安定性
該当資料なし
6. 溶解後の安定性
該当資料なし
7. 他剤との配合変化（物理化学的変化）
該当資料なし
8. 溶出性
該当しない
9. 生物学的試験法
該当資料なし
10. 製剤中の有効成分の確認試験法
「III-3 有効成分の確認試験法」を参照すること。
11. 製剤中の有効成分の定量法
「III-4 有効成分の定量法」を参照すること。
12. 力価
該当しない
13. 混入する可能性のある夾雑物
アクロレイン、ブドウ糖又はその他の還元性物質
14. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報
該当しない
15. 刺激性
希釈していない液体と接触すると皮膚に軽い刺激作用がある。
16. その他
該当しない

V. 治療に関する項目

1. 効能又は効果
2. 用法及び用量
浣腸液の調剤に用いる。
また、溶剤、軟膏基剤、湿潤・粘滑剤として調剤に用いる。
3. 臨床成績
 - (1) 臨床データパッケージ
該当資料なし
 - (2) 臨床効果
該当資料なし
 - (3) 臨床薬理試験
該当資料なし
 - (4) 探索的試験
該当資料なし

- (5) 検証的試験
- 1) 無作為化並行用量反応試験
該当資料なし
 - 2) 比較試験
該当資料なし
 - 3) 安全性試験
該当資料なし
 - 4) 患者・病態別試験
該当資料なし
- (6) 治療的使用
- 1) 使用成績調査・特定使用成績調査（特別調査）・製造販売後臨床試験（市販後臨床試験）
該当しない
 - 2) 承認条件として実施予定の内容又は実施した試験の概要
該当しない

VII. 薬効薬理に関する項目

1. 薬理学的に関連ある化合物又は化合物群
該当資料なし

2. 薬理作用

- (1) 作用部位・作用機序
50%液の内服で、正常眼、緑内障眼共に眼圧降下作用が認められる。通常、5～7時間は内服前より低い眼内圧が持続する。本薬により房水産生量が著明に抑制される。全身血圧、脈拍には変動が認められない。直腸内の水分を奪取することにより局所を刺激し、また便の軟化潤滑作用により排便を促すため、浣腸剤として用いられる。¹⁾
- (2) 薬効を裏付ける試験成績
該当資料なし
- (3) 作用発現時間・持続時間
作用発現時間：約2～5分で直腸内容物を排泄する²⁾

VIII. 薬物動態に関する項目

1. 血中濃度の推移・測定法
- (1) 治療上有効な血中濃度
該当資料なし
 - (2) 最高血中濃度到達時間
該当資料なし
 - (3) 臨床試験で確認された血中濃度
該当資料なし
 - (4) 中毒域
該当資料なし
 - (5) 食事・併用薬の影響
該当資料なし
 - (6) 母集団（ポピュレーション）解析により判明した薬物体内動態変動要因
該当資料なし

2. 薬物速度論的パラメータ

- (1) 解析方法
該当資料なし
- (2) 吸収速度定数
該当資料なし
- (3) バイオアベイラビリティ
該当資料なし
- (4) 消失速度定数
該当資料なし
- (5) クリアランス
該当資料なし
- (6) 分布容積
該当資料なし
- (7) 血漿蛋白結合率
該当資料なし

3. 吸収

該当資料なし

4. 分布

- (1) 血液一脳関門通過性
該当資料なし
- (2) 血液一胎盤関門通過性
該当資料なし
- (3) 乳汁への移行性
該当資料なし
- (4) 髄液への移行性
該当資料なし
- (5) その他の組織への移行性
該当資料なし

5. 代謝

- (1) 代謝部位及び代謝経路
該当資料なし
- (2) 代謝に関する酵素（CYP450 等）の分子種
該当資料なし
- (3) 初回通過効果の有無及びその割合
該当資料なし
- (4) 代謝物の活性の有無及び比率
該当資料なし
- (5) 活性代謝物の速度論的パラメータ
該当資料なし

6. 排泄

- (1) 排泄部位及び経路
該当資料なし
- (2) 排泄率
該当資料なし
- (3) 排泄速度
該当資料なし

7. トランスポーターに関する情報

該当資料なし

8. 透析等による除去率

該当資料なし

VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

1. 警告内容とその理由

該当しない

2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む）

該当しない

3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由

「V. 治療に関する項目」を参照すること。

4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由

「V. 治療に関する項目」を参照すること。

5. 慎重投与内容とその理由

該当しない

6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法

該当しない

7. 相互作用

(1) 併用禁忌とその理由

該当しない

(2) 併用注意とその理由

該当しない

8. 副作用

(1) 副作用の概要

該当しない

(2) 重大な副作用と初期症状

該当しない

(3) その他の副作用

該当しない

(4) 項目別副作用発現頻度及び臨床検査値異常一覧

該当資料なし

(5) 基礎疾患、合併症、重症度及び手術の有無等背景別の副作用発現頻度

該当資料なし

(6) 薬物アレルギーに対する注意及び試験法

薬物アレルギーが発生した時は投与を中止する。薬物アレルギーに対する試験法は確立されていない。

9. 高齢者への投与

該当資料なし

10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与

該当資料なし

11. 小児等への投与

該当資料なし

12. 臨床検査結果に及ぼす影響

該当資料なし

13. 過量投与

該当資料なし

14. 適用上の注意

該当しない

15. その他の注意

該当しない

16. その他

該当しない

IX. 非臨床試験に関する項目

1. 薬理試験

(1) 薬効薬理試験（「VI.薬効薬理に関する項目」参照）

該当資料なし

(2) 副次的薬理試験

該当資料なし

(3) 安全性薬理試験

該当資料なし

(4) その他の薬理試験

該当資料なし

2. 毒性試験

(1) 単回投与毒性試験

グリセリン：LD₅₀(g/kg)²⁾

| 投与経路 動物種 | 経 口 | 皮 下 | 静 脈 |
|-------------|------|------|------|
| ラット | 12.6 | 0.1 | 5.57 |
| マウス | 4.09 | 0.09 | 4.25 |

(2) 反復投与毒性試験

該当資料なし

(3) 生殖発生毒性試験

該当資料なし

(4) その他の特殊毒性

該当資料なし

X. 管理的事項に関する項目

1. 規制区分

該当しない

2. 有効期間又は使用期限

使用期限：3年(表示の使用期限を参照すること。)

3. 貯法・保存条件

- (1) 吸湿注意
- (2) 室温保存

4. 薬剤取扱い上の注意点

- (1) 薬局での取り扱い上の留意点について
該当しない
- (2) 薬剤交付時の取扱いについて（患者等に留意すべき必須事項等）
該当しない
- (3) 調剤時の留意点について
該当しない

5. 承認条件等

該当しない

6. 包装

500mL

7. 容器の材質

500mL：白色ポリエチレン減溶容器、キャップ：ポリプロピレン

8. 同一成分・同効薬

該当しない

9. 国際誕生年月日

不明

10. 製造販売承認年月日及び承認番号

承認年月日：1986年2月25日

承認番号：16100AMZ00966

11. 薬価基準収載年月日

1955年9月1日

12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容

該当しない

13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容

該当しない

14. 再審査期間

該当しない

15. 投薬期間制限医薬品に関する情報

本剤は、投薬（あるいは投与）期間に関する制限は定められていない。

16. 各種コード

| 販売名 | HOT(9桁)番号 | 厚生労働省薬価基準 収載医薬品コード | レセプト電算 コード |
|-------------|-----------|-----------------------|---------------|
| グリセリン「マルイシ」 | 104824765 | 2357700X1256 | 660421012 |

17. 保険給付上の注意

該当しない

XI . 文献

1. 引用文献

- 1) 第十六改正日本薬局方解説書 2011;C1337-1342, 廣川書店
- 2) 日本薬剤師研修センター編：日本薬局方 医薬品情報 JPDI 2011 2011:534-535, じほう

2. その他の参考文献

該当資料なし

XII . 参考資料

1. 主な外国での発売状況

該当資料なし

2. 海外における臨床支援情報

該当資料なし

XIII . 備考

その他の関連資料

該当資料なし

【MEMO】

ニフ。口 株式会社
大阪市北区本庄西3丁目9番3号

1507PI-2B